



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月25日火曜日 第2406号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

解除予定保安林(2件).....	810
港湾施設の概要.....	810
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	810
道路の区域変更(県道野村柳谷線).....	810
道路の供用開始( " ).....	811

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	811
-------------------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	811
-----------------------------	-----

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1181号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
新居浜市立川569の11
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1182号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年9月25日

#### ○愛媛県告示第1185号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
新居浜市立川569の7、569の10、572の11
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

#### ○愛媛県告示第1183号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成24年9月25日

愛媛県知事 中村時広

種 類	位 置	数 量 及 び 能 力
道 路	四国中央市三島宮川一丁目字神之元2341番	延長 247.3メートル 幅員 20.0メートル
荷さばき地	同 上	面積 1,630平方メートル
野 積 場	同 上	面積 7,618平方メートル

#### ○愛媛県告示第1184号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町小松754番地から 同町小松755番地まで	旧	メートル 5.0~6.0	キロメートル 0.055	
			新	5.0~8.7	0.055	

○愛媛県告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	野村柳谷線	西予市野村町小松754番地から 同町小松755番地まで	平成24年 9月25日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成24年 9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 9月12日	特定非営利活動法人ハピネス中島	田 口 榮 子	松山市小浜甲496番地	この法人は、中島町を中心とする地域住民に対して、介護保険に関する在宅福祉サービスを行うとともに、生活援助ボランティアの派遣や移送サービス等を行い、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進と地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。  
平成24年 9月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,188,503
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,771
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 264,751

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,832	14,611
南宇和郡	20,930	6,977
松山市・上浮穴郡	429,061	138,177
今治市・越智郡	146,621	48,874
宇和島市・北宇和郡	84,096	28,032

八幡浜市・西宇和郡	41,979	13,993
新居浜市	102,058	34,020
西条市	93,280	31,094
大洲市・喜多郡	54,671	18,224
伊予市	32,205	10,735
四国中央市	75,713	25,238
西予市	35,885	11,962
東温市	28,172	9,391